

審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた
平成 30 年度の特許庁における審査品質管理の取組（案）

【特許】

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(取組)

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

(2) 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・第4次産業革命関連技術などの新技術も含めてユーザー（出願人、第三者）にとって適切な権利設定がなされるような審査実施体制及び品質管理体制の充実を図ること。

(取組)

- ・審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ・審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- ・IoT 関連技術の審査における、IoT 関連発明に精通した担当官との協議を継続する。
- ・技術研修等の開催に加え、庁内講座の新設を検討し、AI・IoT 技術に関する持続的な学習機会を提供し、AI・IoT 関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- ・無効理由のない安定な権利の設定のため、効果的な品質監査における担当審査官へのフィードバックや協議の実施方法を検討する。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・サーチの質のさらなる維持及び向上のための審査官間のサーチノウハウの共有化を推進するとともに、外国文献等をより効率的に検索するためのサーチ環境整備を通じ、先行技術文献調査を充実させること。

(取組)

- ・最低限調査すべき範囲や留意事項等をまとめた技術分野別サーチガイドライン、協議や庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じ、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を引き続き推進する。

- ・ AI 技術の活用を含めたサーチ環境の高度化に向けた取組及び検索インデックス、その他のデータベースの充実化を継続的に推進する。
- ・ 中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする。

・ 審査官間の判断の均質性等に関する課題を継続的に分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。

(取組)

- ・ ユーザー評価調査等を通じて判断の均質性に関する課題を調査・分析するとともに、協議や品質監査等による判断の均質性を高めるための取組を引き続き行う。

・ 電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接審査に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(取組)

- ・ 面接や電話応対を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意しつつ、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。
- ・ 巡回特許庁や各種セミナー等の機会などで、パンフレットの配布等を行い、出張面接やテレビ面接の利用状況について、随時周知を進めていく。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

・ 意見交換やユーザー評価調査等を通じた、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズ把握を実施すること。

(取組)

- ・ 大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ・ 海外ユーザーのニーズ把握等のために、海外企業を訪問する。
- ・ 海外ユーザーや小規模ユーザーを含む様々なユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(取組)

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

(6) 評価項目⑩ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり、品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

(取組)

- ・国際会議、審査官協議、審査実務指導等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。
- ・各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ・品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成30年度にホームページの見直しを行う。
- ・第1期日米協働調査試行プログラムの対象案件について、全ての結果が出そろった段階で、特許庁のホームページ等において分析結果の公表を行う。

【意匠】

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(取組)

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

(2) 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とするための審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。

(取組)

- ・審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ・審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・審査品質のさらなる維持・向上のための審査システムを整備すること。

(取組)

- ・審査官間の情報共有強化のためのシステム検討や、庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じ、経験豊富な審査官の知識の効率的な共有を引き続き推進する。
- ・国際意匠登録出願の起案の際に確認するチェックシートの維持及び管理を引き続き行う。
- ・AI 技術の活用を含めた審査環境の高度化に向け、先行意匠調査導入に向けた検討を継続的に行う。

- ・意匠審査官の専門知識レベルに関する課題を分析するとともに、質の向上に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。

(取組)

- ・ユーザー評価調査等を通じて意匠審査全般、及び専門知識レベルに関する課題を調査・分析するとともに、出願人との出張面接等を通じた意見交換や、各種セミナーへの参加等を通じて意匠審査官の専門知識レベルを高める取組を引き続き行う。

- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの意匠権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(取組)

- ・面接や電話対応を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意して、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ること。

(取組)

- ・国際意匠登録出願の監査の試行に対し、品質監査の項目や抽出条件における検討の充実を図る。

- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するため、意見交換やユーザー評価調査等を通じ、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズを把握すること。

(取組)

- ・大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ・海外ユーザーの内国代理人や小規模ユーザーを含む様々なユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(取組)

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

(取組)

- ・国際会議等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。
- ・各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ・品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成30年度にホームページの見直しを行う。

【商標】

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(取組)

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実を図ること。

(取組)

- 審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- 平成30年度研修計画に基づき、職位に応じた研修を行い、審査官の育成を図る。

- 新しいタイプの商標審査に関する審査実施体制の充実及び審査運用の徹底を図ること。

(取組)

- 新しいタイプの商標審査に関する審査ノウハウの共有化を図り、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- 新しいタイプの商標の審査に関して、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」及び「位置商標」に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、順次、審査便覧に反映し、公表を図る。
- 新しいタイプの商標の審査については、管理職等を含めた協議を積極的に行うとともに、その審査事例を蓄積し、審査官間における情報共有を図る。

- 国際的なビジネス環境の変化、とりわけアジア諸国とのビジネス環境が急激に変化する中で、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築すること。

(取組)

- 平成30年度研修計画に基づき、国際化への対応能力向上のための研修（語学研修、海外留学等）を実施し、審査官の育成を図る。
- 欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間における専門家会合、米国特許商標庁（USPTO）への審査官派遣、海外知財庁への専門家派遣等を通じて、国際

化に対応した審査官の育成及び審査体制の構築を図る。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

・審査品質の向上のためのシステムを整備すること。

(取組)

・商標審査の質の向上及び効率化に向けたシステム整備のため、商標審査周辺システムの開発を推進する。

・社会情勢の変化及びユーザーニーズを踏まえた商標審査基準(その他の審査資料も含む)の見直しを行うこと。

(取組)

・ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、商標審査基準の整備(小売等役務商標の取扱い、元号の取扱い等)を行う。
・ユーザーニーズの把握及び課題抽出を図るべく、各企業/業界団体と積極的に意見交換を行う。

・判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保すること。

(取組)

・審査部門と審判部門とで、情報意見交換会を継続的に実施する。
・異議申立てによって取消決定がなされた案件について、異議決定の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果について審査部に情報共有を図る。
・拒絶査定不服審判の案件について、審査の適切性に関する分析を行った上で、審査部門及び審判部門とで意見交換を行い、その結果を審査部内で情報共有を図る。

・商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認すること。

(取組)

・決裁(管理職チェック)段階において、審査官間での判断や起案内容のばらつきを抑制し、組織として一貫性・均質性の取れた審査を実施する。
・審査官間(管理職を含む。)において積極的に協議を実施することにより、審査における調査手法や審査判断の均質性を確保する。

- ・パターン分析等で有効と思われるA Iの活用について十分な精度検証を行った上でのA I技術を用いた審査効率化を導入すること。

(取組)

- ・先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックについて、人工知能(A I)技術を活用した業務の高度化・効率化について、引き続き、実証的研究事業を実施する。

- ・審査官研修における効果確認を実施すること。

(取組)

- ・研修の実施に当たって、研修生の理解を深めるための効果確認を実施する。
- ・各研修の終了後、講師及び研修生に対してアンケートを実施し、研修生の習熟度を把握するとともに、研修の改善に繋げる。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(取組)

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

- ・ユーザー評価調査結果改善のための具体的取組として、例えば、審判決との均質性、審査官間の均質性改善のための具体的な問題点を抽出し、具体的な改善策を検討・実行すること。

(取組)

- ・品質監査やユーザー評価調査を通じて収集した分析結果等を踏まえ、商標審査の質の維持・向上に向けた施策を検討し、商標審査業務の改善を図る。
- ・各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容とその対応策について審査部内で情報共有を図る。

(6) 評価項目⑩ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

(取組)

- 国際会議、審査官協議等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信する。
- 商標五庁会合（TM5）において、日本がリード庁として推進している品質管理プロジェクトを通じて、五庁における品質管理施策の情報共有を図る。
- 各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- 品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成30年度にホームページの見直しを行う。